

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年3月16日

木曜日

号外

目次

告示

○令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数

1

告示

富山県告示第121号

令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数について

令和5年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項に規定する知事が定める数は、次のとおりとし、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月16日

富山県知事 新田 八郎

係数及び指数	数値
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.9648194027033
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.049267119095
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9663615844946
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999989719
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7

政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.9557805379176
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999959152
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7